

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第3回嬉野市情報公開審査会		
開催日時	平成31年2月14日(木) 13:30~14:40		
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎 3階 3-3会議室		
傍聴の可否	可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求事案のため		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、瀧野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長、総務課主任	
	その他		
会議の議題	平成30年度第3回嬉野市情報公開審査会次第のとおり		
配布資料	平成30年度第2回嬉野市情報公開審査会議事録のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会 2. 審査請求人からの反論書等の提出について 3. 議事（1）第1回審査会の内容確認		
内 容	事務局より開会、嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1		
審議経過		1. 開会 事務局より、開会を行った。 2. 審査請求人からの反論書等の提出について 情行政不服審査法第30条第1項の規定により、審査請求人から反論書等の提出があったため、情報公開審査会に配布した。 3. 議事 （1）「第2回審査会の内容確認」について、事務局から説明を行い、開催場所及び出席者の修正を行い、審査会において内容の承認がなされ、議事録を公開することとされた。	
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事 (3) 諮問第4号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から提出された審査請求書の概要確認が行われた。各委員から次の意見が出された。 ・ 条例6条1項3号に規定する審議、検討又は協議に関する情報であるからとの理由で開示していないが、非開示情報の内容の詳細はどんなことか。 ・ 市長の主観的判断、個人的見解を裏付ける公文書を請求されているので、それに関する公文書を特定できるのか。 ・ どういう文書を指すのかというのは、開示請求する方が特定しなければいけない。そのためにどういふ文書があるのか情報を提供し、相談にのるなど協力しないといけない。 ・ 「職員に対する事情聴取の文書」であれば、条例6条1項1号に規定する個人情報であり、公務員の場合の例外的開示にも該当しないのではないか。 ・ 公務員の個人情報に関しては、6条1項1号ウで公務員である場合は公開となるが、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は出す。本件の場合、本人の懲戒事由に関する話かもしれないから、この「職務の遂行に係る情報」ではない。だから例外的に個人情報であっても開示されるような情報ではない。 ・ 3号だけが理由であれば、不開示理由がなくなれば開示することになる。 ・ 反論書には、8条の公益上の裁量公開について記入があるが、8条には当たらないと思う。 ・ 審査会としては、1号の該当性も認められ、それが非開示理由に入っていないのは問題なので、理由に追記する。 		
その他			

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事 (3) 諮問第5号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求人から提出された審査請求書の概要確認が行われた。 ・ 公開請求書 (1) から (3) については、開示、部分開示をして、(4) についてのみ非開示とした。請求人は、(4) について審査請求をした。 ・ 公文書非公開決定通知書 (様式第5号) を用いていることについて、審査請求書で指摘があり、実施機関は、公文書不存在による非公開決定通知書 (様式第7号) を用いるべきであることを弁明書において認めている。 ・ 弁明書では、個人で管理しているメールのメッセージということで、「公文書は存在しない」という回答になっているが、関係が全くないということではないから、何らかのやり取り文書というものが、一切なにもないというのは不自然ではないか。 ・ 公文書かどうかの判断基準は、共用文書かどうかということ、組織的に共用しているのかどうか。個人のメールアドレスを嬉野市が職員に与えているということであれば、すべてを公文書でないとするのはどうか。 ・ 個人アドレスは、管理は個人で行い基本的には公務で使っている。 ・ 個人の Facebook のメッセージやラインでのやり取りは、市では把握していない。 ・ 市の職員として使っているパソコンの割り当てられたアドレスからというのは、基本的に公文書に当たるのではないか。 ・ 全く私的なメールしかなければ、逆に、公務としてどうかという問題になる。 ・ もう少し調査が必要であり、次回までに、事務局で調査、確認をすることとなる。 		
その他			